

別表 1

1 対象事業所・施設 (※)	2 給付額 (基準単価)
病 院	80万円+16,400円×病床数 (休床分を除く)
有床診療所 (医科)	80万円+6,400円×病床数 (休床分を除く)
無床診療所 (医科・歯科)	20万円
薬 局	10万円
訪問看護ステーション	25万円
助 産 所	5万円
あはき・柔道整復	3万円

- (※) 対象となる医療機関 (病院、医科及び歯科診療所) は保険医療機関とし、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。
- (※) 対象となる「あはき・柔道整復」は、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律 (以下「あはき法」という。) 第9条の2第1項又は、柔道整復師法 (以下「柔整法」という。) 第19条第1項の規定に基づき、知事に届出を行っている施術所の開設者であり、かつ今後も業務を継続する者とする。(ただし、休業の届出を行っている施術所及び休業状態にある施術所は、要件を満たさないものとする。)
- (※) 公立施設は対象外とする。
- (※) 「高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金」の給付を受ける場合は、本事業の対象としない。